

四街道市第11回農業委員会議事録

令和8年3月11日(水)

第11回農業委員会総会会議次第

日時：令和8年3月11日

午後2時

場所：福祉センター3階会議室1

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名

13番 江原 智希 委員

14番 勝山 高治 委員

3. 議 事

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について

議案第3号 令和7年度第11次農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

議案第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

協議報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

協議報告第4号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について

協議報告第5号 転用事実確認証明願に対する専決処分について

協議報告第6号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について

4. そ の 他

5. 閉 会

出席委員（13名）議席順

1番 石川博行	2番 佐藤慎一
3番 栗山治	5番 中村礼奈
6番 三石浩	7番 佐藤由美子
8番 山崎哲保	9番 梅澤久史
10番 名児耶晴夫	11番 小金井貞夫
12番 細野裕樹	13番 江原智希
14番 勝山高治	

欠席委員（1名）議席順

15番 橋本豊

会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	齋藤 尚美
主任主事	酒井 哲也
主任主事	堀越 知佳

令和7年度第11回 定例農業委員会総会議事録

日時：令和8年3月11日（水）

午後2時00分より

場所：福祉センター3階 会議室1

1. 開 会

○議 長（三石会長） 令和7年度第11回定例農業委員会総会を開会いたします。

2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

本日の出席委員は13名ですので、会議規則第9条の規定により過半数を超えておりますので、会議の成立することをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員13番江原委員、14番勝山委員をお願いいたします。

本日は傍聴者がおりませんことをご報告いたします。

3. 議 事

○議 長 はじめに、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について」の整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 1ページをお開きください。

議案第1号の整理番号1項をご説明いたします。

申請地は、栗山の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

申請者は、市街化区域に隣接し複数台の車を保有する家庭も多いことから駐車スペースの需要もあると判断し貸駐車場の計画をしました。申請地の周辺は、北側が道路、東側、南側、西側が農地となっており、道路を除く外周にブロックを設置し土砂等の流出を防止します。用水、汚水及び雑排水は計画しておりません。砕石敷きとし、雨水は自然浸透等により敷地内処理をします。資金につきましては、自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。

他令関係ですが、道路より低いので外部より土砂を搬入しますが、埋め立て面積が500㎡未満のため、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては、30ページ及び31ページの案内図をご覧ください。
説明は以上です。

○**議長** 議案第1号の整理番号1項につきましては、第3班による事前調査会が行なわれております。班長の佐藤由美子委員に説明をお願いします。

○**佐藤由美子委員** 3月4日に第3班による事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。事業計画、土地利用計画は妥当であり周辺農地に対する被害防除等にも務めているため第3班としては許可相当と判断しました。詳細は地区担当委員よりお願いします。

○**議長** 続きまして、地区担当の栗山委員に説明をお願いします。

○**栗山委員** こちらの写真どおりの場所なのですが、若干低くなっている所に関しては、盛土をするということです。先ほど事務局からの話のとおり残土条例には該当しないということです。近隣にブロック等を積むという話で特に問題はないのかなということです。

○**議長** 議案第1号の整理番号1項につきまして、事務局及び班長、地区担当の委員から説明がありました。
質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○**議長** 質問が無いようですので、採決を行います。
議案第1号の整理番号1項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の、挙手を求めます。

(全員賛成)

○**議長** 全員賛成ですので、議案第1号の整理番号1項につきましては、可決いたします。

○**議長** 続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について」の整理番号1項を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 2ページをお開きください。
議案第2号の整理番号1項をご説明いたします。
申請地は、大日の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断される所です。

申請者は、現在借家で手狭となり家賃等の兼ね合いもあり、一戸建ての住宅を計画しました。申請地は職場からも近く利便性が高いため選定しました。隣接に農地はなく北側が道路、それ以外が宅地となっております。また境界には土砂流出を防ぐためブロックを設置いたします。用水は井戸、汚水・雑排水は合併浄化槽からオーバーフロー分を側溝へ、雨水は宅内浸透とします。資金につきましては、借入金及び自己資金で賄うこととし、借入金結果通知書及び金融機関の残高証明書により確認しております。

他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。また、開発許可の申請は同時に行われております。

位置につきましては、32ページ及び33ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です

○議 長 議案第2号の整理番号1項につきましても、第3班による事前調査会が行なわれております。班長の佐藤由美子委員に説明をお願いします。

○佐藤由美子委員 3月4日に第3班による事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。事業計画、土地利用計画は妥当であり隣接に農地が無いため第3班としては許可相当と判断しました。詳細は地区担当委員よりお願いします。

○議 長 続きまして、地区担当の名児耶委員に説明をお願いします。

○名児耶委員 場所は案内図のとおりで今宿の北に位置しておりまして、譲渡人は今宿の地主で先々月に今回の場所の手前のところの申請をしております。事業の詳細等につきましては事務局の説明のとおりです。

○議 長 議案第2号の整理番号1項につきまして、事務局及び班長、地区担当の委員から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第2号の整理番号1項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の、挙手を求めます。

(全員賛成)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号の整理番号1項につきましては、可決いたします。

○議 長 続きまして、議案第2号の整理番号2項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 議案第2号の整理番号2項をご説明いたします。

申請地は、吉岡の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

申請者は、トラック等の輸出業を行っており、通路の拡幅のため隣接地の拡大を計画しました。申請地の周辺は、西側が農地、それ以外は申請者の敷地となっており、農地側にはブロック及びフェンスを設置し土砂等の流出を防止します。用水、排水は計画しておりません。砂利敷きとし雨水は自然浸透とします。資金につきましては、自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。

他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては、34ページ及び35ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○**議長** 議案第2号の整理番号2項につきましても、第3班による事前調査会が行なわれております。班長の佐藤由美子委員に説明をお願いします。

○**佐藤由美子委員** 3月4日に第3班による事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。事業計画、土地利用計画は妥当であり周辺農地に対する被害防除等にも務めているため第3班としては許可相当と判断しました。詳細は地区担当委員よりお願いします。

○**議長** 続きまして、地区担当の勝山委員に説明をお願いします。

○**勝山委員** 今回の譲渡人ですが、昨年近隣を転用したときに通路が買収できなかったため、今回通路使用ということで譲渡人の畑を購入することになりました。当該地の近隣地は駐車場とかそういうのになっております。隣りに1件だけ畑が残っておりそこに雨が降るとそこだけが低くなっているのが懸念されるのですが、譲渡人は先ほど説明があったように土が流れないようにとか処置をするということです。地区担当委員としては妥当だと考えております。

○**議長** 議案第2号の整理番号2項につきまして、事務局及び班長、地区担当の委員から説明がありました。

質問等がございますか。

(質問・意見なし)

○**議長** 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第2号の整理番号2項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の、挙手を求めます。

(全員賛成)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号の整理番号2項につきましては、可決いたします。

○議 長 続きまして、議案第3号「令和7年度第11次農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 3ページをお開き下さい。

議案第3号 令和7年度第11次農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、四街道市長より、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画案について意見を求められ、審議を求めるものです。

○議 長 続きまして、産業振興課より説明をお願いいたします。

○産業振興課 内容については、4ページから7ページになります。

第11次農用地利用集積等促進計画案です。今回は、すべて新規という扱いになり、件数は4件です。甲の欄、「利用権の設定をする者」は4件です。乙の欄「利用権の設定を受ける者、兼、転貸を行う者」は、公益社団法人千葉県園芸協会です。また、丙の欄「転貸を受ける者」は、個人2件です。

4ページをお開きください。

番号1につきましては、内黒田の畑2筆で新規、利用権の種類は使用貸借権、内容は畑として利用、期間は5年です。

番号2につきましては、大日の畑3筆で新規、利用権の種類は賃借権、内容は飼料畑として利用、期間は7年です。

番号3につきましては、大日の畑1筆で新規、利用権の種類は使用貸借権、内容は飼料畑として利用、期間は5年です。

5ページをお開きください。

番号4につきましては、鹿放ヶ丘の畑1筆で新規、利用権の種類は使用貸借権、内容は飼料畑として利用、期間は5年です。

6ページをお開きください。

6ページは、令和7年度第11次農用地利用集積等促進計画による転貸を受ける者の集計表です。

7ページをお開きください。

7ページは、令和7年度第11次農用地利用集積等促進計画による転貸を受ける者の農業経営の状況等です。

内容は記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 議案第3号につきまして、事務局及び産業振興課から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

- 議 長 質問が無いようですので、採決を行います。
議案第3号につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議 長 全員賛成ですので、議案第3号につきましては、可決いたします。
- 議 長 議案第4号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

- 事務局 8ページをお開き下さい。

議案第4号をご説明いたします。

令和5年3月10日に農地等の利用の最適化の推進に関する指針が制定され、指針中の第1基本的な考え方の後段の下から4行目に記載のある3年ごとの検証・見直しの年度となり見直し案を提案するところございます。

9ページをお開き下さい。

見直し項目といたしましては、1. 遊休農地の発生防止・解消についての(1)遊休農地の解消目標の遊休農地面積を令和10年度で4ヘクタール減少の45ヘクタールといたしました。

10ページをお開き下さい。

担い手への農地利用の集積・集約化についての(1)担い手への農地利用集積目標を令和10年度で14.2ヘクタール増の104.2ヘクタールといたしました。また、参考の担い手の育成・確保につきましては、認定新規就農者を4経営体増の10経営体といたしました。

11ページをお開き下さい。

3. 新規参入の促進についての(1)新規参入の促進目標を令和10年度で3人といたしました。

その他各項目の推進方法や評価方法等につきましては、見直しなしで記載のとおりでございます。

説明は以上です。

- 議 長 議案第4号につきまして、事務局から説明がありました。
質問等がございますか。

(質問・意見なし)

- 議 長 質問が無いようですので、採決を行います。
議案第4号につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第4号につきましては、可決いたします。

○議 長 続きまして、協議報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」事務局の説明をお願いします。

○事務局 13ページをお開き下さい。

協議報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告いたします。

整理番号1項から3項までの3件です。市街化区域内の農地の所有権を有する者が、専用住宅3件に転用する届出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 続きまして、協議報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」事務局の説明をお願いします。

○事務局 14ページをお開き下さい。

協議報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告いたします。

整理番号1項から16ページの6項までの6件です。市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、所有権を移転し、公衆用道路3件、駐車場2件、専用住宅1件に転用する届出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 続きまして、協議報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

○事務局 17ページをお開き下さい。

協議報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、解約の通知がありましたのでご報告します。

17ページから25ページまでの18件についての解約の理由につきましては、借主の都合によるものです。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 続きまして、協議報告第4号「農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 26ページをお開き下さい。

協議報告第4号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について、千葉地方法務局より農地の転用事実に関する照会があり、調査の結果を回答したので報告いたします。

整理番号1項につきましては、市街化区域で一部が平成7年7月14日に農地法第5条の届出地であり、一部が20年以上前から宅地であったことを確認したため、非農地と回答いたしました。

整理番号2項につきましては、平成15年6月16日に農地法第5条の許可済み地であるため、非農地と回答いたしました。

説明は以上です。

○**議 長** 続きまして、協議報告第5号「転用事実確認証明願に対する専決処分について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 27ページをお開き下さい。

協議報告第5号 転用事実確認証明願に対する専決処分について、農地法第5条の許可処分に対する転用事実確認証明願の提出がありましたのでご報告いたします。

整理番号1項の特定建築条件付土地5区画、整理番号2項の特定建築条件付土地4区画及び整理番号3項のごみ置場の転用につきましては、2月18日に石川委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに使用しておりました。

28ページをお開き下さい。

整理番号4項の特定建築条件付土地1区画及び整理番号5項の特定建築条件付土地1区画の転用につきましては、2月27日に石川委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに使用しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 続きまして、協議報告第6号「農地転用許可後の工事進捗状況報告について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 29ページをお開き下さい。

協議報告第6号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について、報告書の提出がありましたのでご報告いたします。

整理番号1項の資材置場兼駐車場については、現在造成中です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 協議報告第1号から第6号までについて、事務局から説明がありました。
質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、協議報告第1号から第6号までは、終了いたします。

○議 長 以上で、本日の議案及び協議報告については終了しますが、議案及び協議報告に関しその他として何かありますか。

(意見等なし)

4. その他

○議 長 次に、会議次第の裏面をご覧ください。

4月の開催予定については、事前調査会が4月2日の木曜日に第1班の委員にお願いいたします。また、総会は4月9日の木曜日午後2時から、場所は、福祉センター3階会議室1です。また、農地相談日は4月2日を予定しておりますので、担当委員は事務局から連絡がありましたらお願いします。

5. 閉 会

○議 長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、会議を閉会します。

終了 午後2時40分

令和8年3月11日

農業委員会長

議事録署名委員

13番

14番